

灘区子育てサポートグループ活動助成金交付要綱

平成 20 年 10 月 1 日制定

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、子育てサークル支援や地域での子育てのステップアップを目的として、灘区内の子育てサークル活動経験者が中心となって活動するグループに対して、活動経費の一部を助成することにより、子育て中の保護者のネットワークを助け子育てしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

(助成対象グループ)

第 2 条 助成の対象となるグループは、灘区内の子育てサークル活動経験者が中心となって組織するグループで、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 5人以上が参加していること
- (2) 構成員の 6 割以上が灘区在住であること。
- (3) 自主グループとして子育て活動や学習活動などを行っていること。
- (4) 在籍していた子育てサークルの活動を支援していること。
- (5) 地域で開催される各種行事に年 1 回以上協力すること。
- (6) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。
- (7) 営利を目的とした活動を行っていないこと。

(助成対象経費)

第 3 条 助成の対象となる経費は、前条第 3 号及び第 5 号に規定する活動に伴う施設の利用率、講師等への謝礼及び事務用品費、研修等受講料、その他区長が必要と認めるものとする。

2 前項の施設は、灘区内の地域福祉センター、自治会館等公共又は公共的な施設に限るものとする。

(助成額)

第 4 条 区長は、予算の範囲内において、第 2 条に規定するグループ（以下「子育てサポートグループ」という）に対して、1 団体当たり 1 月につき 3,000 円を限度として助成する。

2 助成額は、グループが助成金の交付申請を行った日から当該年度の末日までの活動対象経費を基に算出する。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付申請は、次の各号に掲げる図書を添付した様式第 1 号による助成金交付申請書を区長に提出して行わなければならない。

- (1) 子育てサポートグループの構成員の住所、氏名の一覧表
- (2) 子育てサポートグループの年間活動計画書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(助成金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、速やかに交付の適否を決定しなければならない。

2 区長は、交付の適否の決定にあたり必要があるときは、内容について調査を行う。

3 区長は、助成金の交付を決定したときは様式第 2 号による交付決定通知書により、助成金の交付を決定しなかったときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、様式第3号による助成金交付請求書により区長に助成金の交付を請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求に基づいて助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 区長は、子育てサポートグループが次の各号の一に該当する場合は、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき。
- (2) 助成金を助成対象以外の用途に使用したとき。
- (3) 既に当該グループの廃止を決定している等、助成の目的に違反する事実があったとき。
- (4) 助成対象経費について、本市から重複して助成を受けたとき。
- (5) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた子育てサポートグループは、当該助成に係る年度内活動終了後、速やかに次の各号に掲げる図書を添付した様式第4号による実績報告書を区長に報告しなければならない。

- (1) 使用した施設使用料、謝礼及び事務用品費、研修等受講料、その他区長が必要と認めるものの領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

2 前項の実績報告書の提出は、助成の対象となった年度の終了後10日以内に行わなければならない。

(助成金の確定及び返還)

第10条 区長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 前項の規定による確定額が第7条の規定により既に交付した助成額に満たないときは、様式第5号による助成金返還通知書により、期限を定めて当該子育てサポートグループにその差額の返還を命じるものとする。

3 前項の規定により差額の返還を命じられた子育てサポートグループは、定められた期限内に返還しなければならない。期限内に返還しない場合は、第2条の規定にかかわらず、次年度以降の助成の対象グループとなることができない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。